

乗合タクシー・地域内循環バス運行の許可権限 関係資料

- 「乗合タクシー・地域内循環バス運行の許可権限」関係法令
- 道路運送法の事業区分について
- バス、タクシー等、人を運送する事業について
- 自家用有償旅客運送の登録権限の移譲及び登録要件等に係る裁量権の拡大
- 北海道からの道州制特区第5次提案に係る対応について

「乗合タクシー・地域内循環バス運行の許可権限」関係法令

■道路運送法

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）

イ 一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

ロ 一般貸切旅客自動車運送事業（一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

ハ 一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

二 特定旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業）

第四条 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別（前条第一号イからハまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。）について行う。

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を営む者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第二号及び第五号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

5 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の国土交通省令で定める運賃及び料金を定めようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

第四十三条 特定旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 特定旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 路線又は営業区域、営業所の名称及び位置、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他国土交通省令で定める事項に関する事業計画

三 運送の需要者の氏名又は名称及び住所並びに運送しようとする旅客の範囲

～ 略 ～

6 特定旅客自動車運送事業を經營する者（以下「特定旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

第七十九条の八 自家用有償旅客運送者は、その業務の開始前に、旅客から収受する対価を定め、国土交通省令で定めるところにより、これをその事務所において公衆に見やすいように掲示し、又はあらかじめ、旅客に対し説明しなければならない。これを変更するときも同様とする。

2 前項の対価は、実費の範囲内であることその他の国土交通省令で定める基準に従つて定められたものでなければならない。

道路運送法の事業区分について

◎ 旅客自動車運送事業

(定義) 他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業 (法第2条第2項)

(1) 一般乗合旅客自動車運送事業

乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業

例:

路線バス、高速バス、乗合タクシー、コミュニティバス 等

(2) 一般貸切旅客自動車運送事業

1個の契約により乗車定員11人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業

例:

観光バス 等

(3) 一般乗用旅客自動車運送事業

1個の契約により乗車定員10人以下の自動車を貸し切って旅客を運送する事業

例:

タクシー、ハイヤー、介護タクシー 等

○ 自家用有償旅客運送 (法第78条)

(旅客自動車運送事業によることが困難な場合に限り自家用有償運送を認める)

自家用自動車は、以下の場合を除き、有償で運送の用に供してはならない

(1) 災害のため緊急を要する場合

(2) 市町村、NPO等が市町村の住民等一定の旅客の運送を行うとき (登録制)

- ・ 市町村運営有償旅客運送
- ・ 過疎地有償運送
- ・ 福祉有償運送

(3) 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、地域又は期間を限定して運送を行うとき (許可制)



トップページ > 運送事業について > バス、タクシー等、人を運送する事業(旅客自動車運送事業)について

トップページへ戻る

よくあるご質問 | ひとつ前のページへ

札幌運輸支局のご案内

アクセスマップ・受付窓口のご案内
ご送付先・監視地区についてはこちら

各種約款の閲覧

様式・書式のダウンロード

よくあるご質問とその回答

関係機関連絡先・リンク集

車の登録手続きについて

車検について

運送事業について

レンタカー・リースについて

ポト免許更新等について

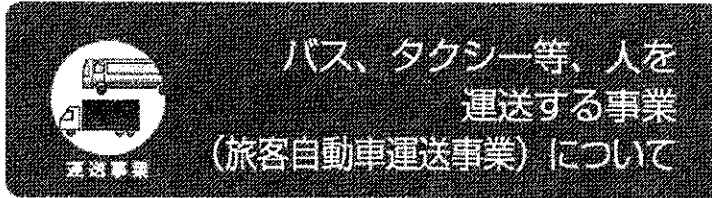
自賠責保険について



PDFファイルについて

■このマークの付いているリンクはPDFファイルにリンクされています。PDFファイルを閲覧するには、無料のツールAcrobat Readerが必要です。(クリックでダウンロードサイトに移動)

PDF版の各種申請用紙等は、そのままのサイズで印刷して頂ければ提出用の用紙としてご使用頂けます



バス、タクシー等、人を運送する事業(旅客自動車運送事業)について

他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送するのが「旅客自動車運送事業」です。旅客自動車運送事業は、その事業の形態や、使用する車両の種類により、「一般乗合旅客自動車運送事業」、「一般貸切旅客自動車運送事業」、「一般乗用旅客自動車運送事業」および「特定旅客自動車運送事業」に細分されます。

種類	事業の定義・形態
一般乗合旅客自動車運送事業	都市内を運行する路線バス、高速道路等を経由し、都市間を結ぶ都市間バスなどのように、運行する時間と経路をあらかじめ定め、不特定多数の旅客を乗り合わせて行う旅客自動車運送事業です。
一般貸切旅客自動車運送事業	旅行会社等が集めた旅行者の団体を運送するバスのように、一個の団体等と運送の契約を結び、車両を貸し切って運送する旅客自動車運送事業です。
一般乗用旅客自動車運送事業	運送形態は一般貸切旅客自動車運送事業と同様ですが、使用する車両は乗車定員が10人以下の自動車となります。ハイヤー・タクシー事業はこちらに該当します。
一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー)	一般乗用旅客自動車運送事業のうち、事業の許可を受けた個人のみが自動車を運転して営業する事業です。 ■ 許可申請及びその後の流れについて
特定旅客自動車運送事業	ある特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送することのみを事業とする旅客自動車運送事業です。

旅客自動車運送事業

旅客自動車運送事業を営むためには、「道路運送法」の規定に基づき、北海道運輸局長の許可を受けることが必要です。

許可を受けるためには、まず運輸支局に「経営許可申請書」を提出することが必要です。受理された申請書は、運輸局において審査され、申請内容が各地方運輸局の定めた「許可の基準」の要件に合致していることが確認されれば事業は許可となり、事業を営むことができます。

許可の基準は、「一般乗合旅客自動車運送事業」、「一般貸切旅客自動車運送事業」、「一般乗用旅客自動車運送事業」、「特定旅客自動車運送事業」それぞれに定められたものがあります。

■ 各事業の許可基準

※旅客自動車運送事業関連の詳細については、輸送・監査担当(旅客)にお問い合わせください。



トップページへ戻る

▲このページの先頭へ移動

自家用有償旅客運送の登録権限の移譲及び登録要件等に係る裁量権の拡大

自家用有償旅客運送の登録権限の市町村への移譲と合わせて、運行の基準・要件や登録の有効期間等について、地域の協議機関での合意により、地域の実情に応じて定めることができるようにする。

(1) 登録権限

項目	現行	提案事項
登録権限	・国土交通大臣（地方運輸局）での登録が必要	閣議決定された出先機関改革のアクションプランを踏まえ「希望する市町村に権限を移譲」。 (移譲する権限は登録業務のみ。監督権限は従前どおり運輸局)

(2) 運行の基準・要件

項目	現行	提案事項
協議会の開催条件	・登録の更新や登録内容の変更の都度、協議機関による協議・合意が必要 【協議事項】 ・自家用有償旅客運送の必要性 ・運送の区域 ・旅客から収受する対価（運賃） ・旅客の範囲	地域の協議機関であらかじめ合意した次の場合には、協議機関での協議・合意を省略することができる。 ・登録内容に変更等のない登録更新の場合（法第79条の6を改正） ・軽微な登録内容の変更の場合（法第79条の7を改正）
実施主体		
福祉・過疎地有償	・NPO法人、公益法人、認可地縁団体、農協、生協、医療法人、社会福祉法人、工会議所、商工会	福祉・過疎地有償有償運送の実施主体に、地域の協議機関の合意により非営利組織であると認められた者を追加する。 (例：任意の協議機関等) (規則第48条の改正)
利用者の範囲		
市町村運営（交通空白）	・市町村の住民、その親族、当該市町村に日常の用務を有する者	止むを得ない理由があると、地域の協議機関が認めた場合は、次の者の利用を可能にする。 ・市町村運営（交通空白）有償運送における一時的用務の者 (処理方針（通達）の改正)
市町村運営（市町村福祉）	・身体障害者、要介護認定者、要支援認定者、その他障害を有する者	・市町村運営（福祉）・福祉有償運送における通院目的の者全般 (規則第49条第3号の改正)
福祉有償	・名簿登録が必要 (名簿登録者の付添人は利用可能)	
過疎地有償	・過疎地住民、その親族、当該市町村に日常の用務を有する者 ・名簿登録が必要 (名簿登録者の同伴者は利用可能)	・過疎地有償で名簿登録をしていない者（訪問客等） (規則第49条第2号の改正)
運賃	・実費の範囲内 燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であること 営利目的と認められない妥当な範囲内（タクシー運賃の概ね1/2以内を目安）	・自家用有償旅客運送を継続して運行するため、燃料費に加え、車両償却費、公租公課や保険費用など、地域の協議機関が必要と認めた場合、実費として扱うことができる。 (規則第51条の15、通達の改正)

北海道からの道州制特区第5次提案に係る対応について

(第5次提案 平成23年10月28日提出)

NO	提案項目・内容	主な関係省庁	対応	内 容
1	<p>「ふるさと納税」のコンビニでの収納</p> <p>(内容) 地方公共団体が私人に収納を委託できる歳入に「寄附金」を追加し、「ふるさと納税」のコンビニでの収納を可能にする。</p>	総務省	地方自治法施行令を改正し、全国的に措置	<ul style="list-style-type: none"> ・普通地方公共団体が私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる歳入として、寄附金を追加した(地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第410号))。 ※平成23年12月26日公布・施行
2	<p>自家用有償旅客運送の登録権限の移譲及び登録要件等に係る裁量権の拡大 (財源措置を要望)</p> <p>(内容) 公共交通の空白地域や過疎地域等において、地域の関係者の合意により、地域の創意工夫を活かした住民の足を確保する取組をより一層促進するため、自家用有償旅客運送の登録権限の特定広域団体区域内の希望する市町村への移譲と併せて、登録要件等に関する地域の裁量権を拡大する。 また、当該登録事務に要する費用について、交付金措置を行う。</p>	国土交通省	<p>登録権限の市町村への移譲等について検討</p> <p>現行制度で対応可能な範囲を明確化し、通知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・登録権限の市町村への移譲については、「希望する市町村に権限を移譲する方向で検討する」とした、国土交通省における出先機関の事務・権限仕分け(「自己仕分け」)結果(平成22年9月)に基づいて、北海道の要望や市町村の意見も伺いながら、今後、必要な検討を進める。 ・更新登録については、現行制度において書面協議が可能である旨を明確化し、通知。 ・登録要件等については、提案内容を踏まえ、平成24年度中に検討を行い、必要な措置を講じる。

「高層木造建築物の性能評価に係る認定権限の移譲」関係法令

■建築基準法

〈第21条第1項〉

高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超える建築物（その主要構造部（床、屋根及び階段を除く）の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、第二条第九号の二イに掲げる基準に適合するものとしなければならない。ただし、構造方法、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な政令で定める技術的基準に適合する建築物（政令で定める用途に供するものを除く。）は、この限りではない。

〈第2条第9号の2イ〉

耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。

イ その主要構造部が（1）又は（2）のいずれかに該当すること。

（1）耐火構造であること。

（2）次に掲げる性能（外壁以外の主要構造部にあつては、(i)に掲げる性能に限る。）に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。

(i) 当該建築物の構造、建築設備及び用途に応じて屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

(ii) 当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

〈第68条の26〉

構造方法等の認定（前三章の規定又はこれに基づく命令の規定で、建築物の構造上の基準その他の技術的基準に関するものに基づき国土交通大臣がする構造方法、建築材料又はプログラムに係る認定をいう。以下同じ。）の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出して、これをしなければならない。

2（略）

3 国土交通大臣は、第七十七条の五十六の規定の定めるところにより指定する者に、構造方法等の認定のための審査に必要な評価の全部又は一部を行わせることができる。

4 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者が行う評価を行わないものとする。

〈第77条の56〉

第六十八条の二十六第三項（第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による指定は、第六十八条の二十六第三項の評価（以下「性能評価」という。）を行おうとする者（外国にある事務所により行おうとする者を除く。）の申請により行う。

■建築基準法施行令

〈第108条の3第1項〉

法第2条9号の2イの政令で定める技術的基準は、主要構造部が、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 主要構造部が、次のイ及びロ（外壁以外の主要構造部にあつては、イ）に掲げる基準に適合するものであることについて 耐火性能検証法により確かめられたものであること。

イ 主要構造部ごとに当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該主要構造部が次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 耐力壁である、柱、床、はり、屋根及び階段にあつては、当該建築物の自重及び積載荷重（第86条第2項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における建築物の主要構造部にあつては、自重、積載荷重及び積雪荷重。以下この条において同じ。）により、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

(2) 壁及び床にあつては、当該壁及び床の加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

(3) 外壁及び屋根にあつては、屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであること。

ロ 外壁が、当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が1時間（延焼のおそれのある部分以外の分にあつては、30分間）加えられた場合に、次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 耐力壁である外壁にあつては、当該外壁に当該建築物の自重及び積載荷重により、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

(2) 外壁の当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

二 前号イ及びロ（外壁以外の主要構造部にあつては、同号イ）に掲げる基準に適合するものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。

地域資源と健康づくりを連携するシステムの構築 関係資料

○観光立国推進基本計画（抜すい）

○日本再興戦略（抜すい）

ウ 船旅の魅力向上の推進

フェリー、離島航路等による「普段着の船旅」の魅力向上に向け、国、関係業界が一致協力して、船の認知度向上のための戦略的な情報発信や利用者ニーズにあった旅行商品の開発・販売等を促進する。

エ 医療と連携した観光の推進

医療と連携した観光について、外国人患者等の受入環境を整備しつつ、医療と連携した観光ツアーの多様化・高付加価値化を推進するとともに、海外における認知度の向上を進める。

(六) 観光地域における環境及び良好な景観の保全

① 観光地域における環境の保全

ア エコツーリズムの推進【施策3-5(五)②ア 再掲】

イ 国立・国定公園の保護と利用の推進

国立・国定公園の保護及び適正な利用を図るため、自然公園法に基づく公園区域や公園計画の概ね5年おきの定期的な見直し、良好な風致及び景観が損なわれないよう必要な保護規制を行うとともに、国、地方公共団体、NPO、地元住民及び民間企業等の広範な関係者の協力体制による質の高い利用サービスの提供を行い、自然公園の魅力の向上を図る。

また、我が国の優れた自然景観を生かした自然とのふれあいの推進を図るため、散策路、休憩所・広場、駐車場、公衆便所等の安全で快適な公園利用施設の整備を進めるとともに、自然公園指導員やパークボランティアによる利用者指導や自然解説の推進、国立公園や美しい自然を紹介したホームページ、パンフレットの充実を図る。

さらに、陸中海岸国立公園等の既存の自然公園を「三陸復興国立公園(仮称)」として再編成し、防災上の配慮を行いつつ森づくりや長距離歩道の整備等に取り組むことにより、東日本大震災からの復興と観光振興を図る。

ウ 世界自然遺産地域の適正な保全管理

知床、屋久島及び白神山地については、科学的知見に基づき、地域関係者との合意形成を図りながら、引き続き保全管理の充実を図る。また、世界自然遺産に新たに登録された小笠原諸島については、外来種対策の実施などの登録時の勧告事項を踏まえた、質の高い保全管理を実施する。このように適切な保全管理を行うことにより、旅行者の利用による自然環境への影響の軽減に努める。さらに、新たな世界自然遺産の記載に向けた条件整備を関係機関と連携して進める。

観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会

- 中間段階において達成しておくべき社会像 (2020年頃)
- 世界各地から数多くの人々が日本を訪問 (2020年には訪日外国人旅行者2,500万人を目指す)
 - 外国人が日本各地至るところを訪問
 - スポーツ・文化発信の中心国に
 - 人と投資が集中し、アジアNo.1の国際会議開催国に

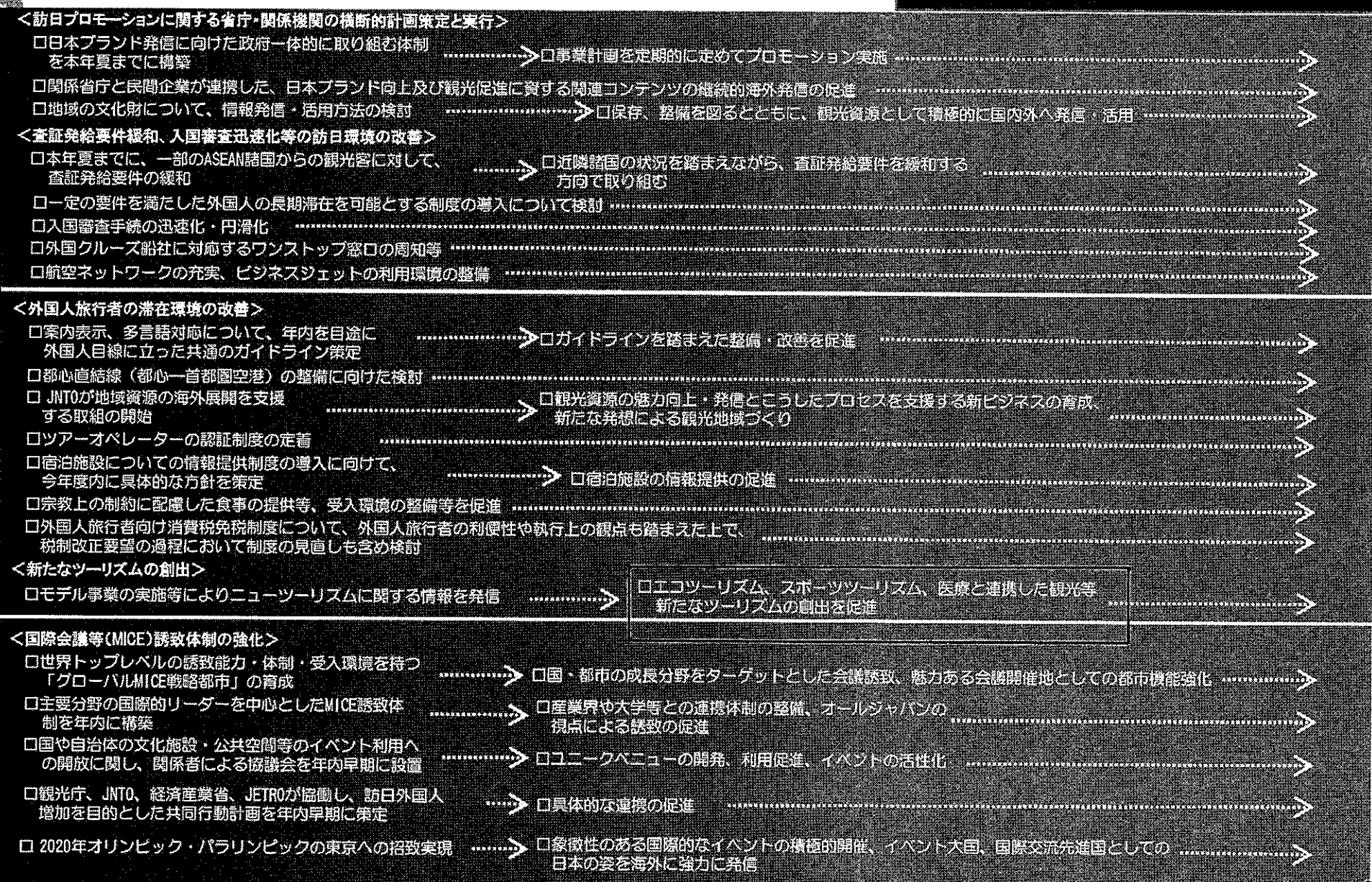
【社会像】観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会

〈主な課題〉
 ✓ 豊かな文化遺産・自然環境をはじめとした観光資源のポテンシャルを活かしきれていない。

【指 標】2030年に訪日外国人旅行者3,000万人達成

- あるべき社会で実現するライフスタイル
- 日本ブランドの浸透による日本ブームの創出と「聖地」日本への誘客
 - アジア諸国との間で地方と地方のダイレクト交流拡大
 - 外国人旅行者がストレスなく移動・滞在できる環境の実現
 - マラソン・サイクリング等を楽しむ訪日外国人の増加
 - 国際会議を招いた世界の知能の結集によるビジネス・イノベーションの創出

20013年に訪日外国人旅行者1000万人を達成し、さらに2000万人の高みを目指す



○ 訪日外国人旅行者 3,000万人達成

○ 観光収入でアジアのトップクラスに

○ 宿泊客のおよそ6人に1人は外国人に

○ アジアNo.1の国際会議開催国として不動の地位を築く

税制優遇による人口の増加と観光の活性化 関係資料

- 「税制優遇による人口の増加と観光の活性化」関係法令
- 北海道からの道州制特区第2次提案に係る対応について
- 「北海道観光振興特別措置法」の制定に関する要望書

「税制優遇による人口の増加と観光の活性化」関係法令

■地方税法

〈事業所税関係〉

第 701 条の 30 指定都市等は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、事業所税を課するものとする。

第 701 条の 31 第 1 項 事業所税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 指定都市等 次に掲げる市をいう。
- イ 地方自治法第二百五十二条の十九第一項 の市
- ロ イに掲げる市以外の市で首都圏整備法第二条第三項 に規定する既成市街地又は近畿圏整備法第二条第三項 に規定する既成都市区域を有するもの
- ハ イ及びロに掲げる市以外の市で人口（官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口その他これに準ずるものとして政令で定める人口をいう。）三十万以上のもののうち政令で指定するもの

～ 以下略 ～

第 701 条の 32 第 1 項 事業所税は、事業所等において法人又は個人が行う事業に対し、当該事業所等所在の指定都市等において、当該事業を行う者に資産割額及び従業者割額の合算額によつて課する。

～ 以下略 ～

〈固定資産税関係〉

第 341 条 固定資産税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 固定資産 土地、家屋及び償却資産を総称する。
- 二 土地 田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地をいう。
- 三 家屋 住家、店舗、工場（発電所及び変電所を含む。）、倉庫その他の建物をいう。
- 四 償却資産 土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）でその減価償却額又は減価償却費が法人税法 又は所得税法 の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものうちその取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいう。ただし、自動車税の課税客体である自動車並びに軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除くものとする。

～ 以下略 ～

第 342 条第 1 項 固定資産税は、固定資産に対し、当該固定資産所在の市町村において課する。

第 343 条第 1 項 固定資産税は、固定資産の所有者（質権又は百年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。）に課する。

〈課税免除関係〉

第 6 条第 1 項 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

北海道からの道州制特区第2次提案に係る対応について

NO	提案項目・内容	主な関係省庁	対応	内 容
5	<p style="text-align: center;">特定免税店制度の創設</p> <hr/> <p>(内容) 道内の空港ターミナル施設等に「特定免税店」(北海道以外の地域からの観光客のショッピングに係る関税を免除するもの)を設置する。</p>	<p>内閣官房 国土交通省</p>	<p>提案内容をこの制度で措置することは困難。別の手法を採り得ないか、別途検討。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道州制特区法は将来の道州制導入の検討に資するためのものであり、この制度で講じる措置は、他の特定広域団体及び将来の全ての道州に適用しうるものであることが前提である。したがって、提案内容をこの制度で措置することは困難。 ・ 提案の趣旨を実現するための別の手法を採り得ないか、別途検討。
6	<p style="text-align: center;">国際観光振興業務特別地区の設定</p> <hr/> <p>(内容) 宿泊施設や観光関連設備(国際放送、インターネット、外国語対応カーナビ)の整備に対する投資減税を行う。</p>	<p>内閣官房 国土交通省</p>		

「北海道観光振興特別措置法」の制定に関する要望書 ⑤

北海道では、これまで、観光を本道のリーディング産業とし、地域経済の発展に寄与できるよう、外国人観光客の誘致促進に向けた取組や、滞在型観光地づくりの推進に努めてまいりました。

また、個人型旅行や外国人観光客の増加に対応し、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を促進するため、「特定免税店制度の創設」、「観光振興のための施設整備に係る課税の特例措置」、「航空機燃料税の軽減」などの支援策について、国に対して、法の制定を含め、強く要望してきたところであります。

しかしながら、自由民主党国会議員の方々のご尽力により、過去2回、これら内容を内容とする議員立法として提出されました「北海道観光振興特別措置法（案）」は、残念なことに、未だ成立しておりません。

世界に誇るべき北海道の優位性や特性を活かして、本道観光の持続的な発展を図り、観光立国・日本をリードしていくためにも、本道に対する特例的な国の支援制度などが必要と考えております。

つきましては、現在、北海道総合振興特別委員会で検討が進められております本法律の早期制定に向け、特段のご配慮を賜りますよう、ご要望申し上げます。

平成25年5月29日

北海道知事	高橋 はるみ
北海道観光振興機構会長	坂本 眞一
北海道経済連合会会長	近藤 龍夫
北海道商工会議所連合会会頭	高向 巖
北海道経済同友会代表幹事	坂本 眞一

コミュニティ放送の放送区域の拡大 関係資料

○コミュニティ放送（総務省ホームページ）

○構造改革特区第2 1次再々検討要請回答（コミュニティ FM局関係）

[HOME](#) > [電波監理の概要](#) > [電波利用システム](#) > [放送関係](#) > [コミュニティ放送](#)

コミュニティ放送

印刷用ページ

- [1.コミュニティ放送局の特徴](#)
 [2.コミュニティ放送局を開局するまで](#)
 [3.コミュニティ放送局開設の手引](#)
[4.周波数の割り当てについての留意点](#)

1.コミュニティ放送局の特徴

コミュニティ放送局は、市区町村内の一部の地域において、地域に密着した情報を提供するため、平成4年1月に制度化された超短波放送局(FM放送局)です。

コミュニティ放送局は、地域の特色を生かした番組などを通じて地域のきめ細かな情報を発信する事ができるので、豊かで安全な街づくりに貢献できる放送局です。

コミュニティ放送局は、空中線電力が20W以下で必要な放送エリアをカバーできる必要最小限のものとしており、総務大臣の免許を受けて運用される民間の放送局です。

コミュニティ放送局はFM放送の周波数帯を利用して放送を行うため、一般に市販されているFMラジオで聴くことができます。

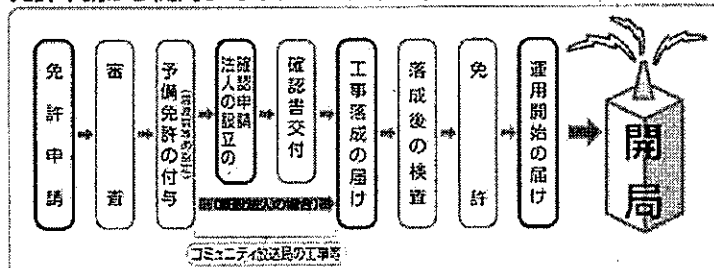
2.コミュニティ放送局を開局するまで

[ページTOPへ](#)

コミュニティ放送局を開局するためには、電波法等に定める必要の手続が必要です。

総合通信局においては、コミュニティ放送局に関する必要の手続等の相談に応じていますので、計画の段階から、総合通信局にご相談下さい。

免許申請から開局までのフローチャート (太線枠は、申請者が行う必要のある手続。)



会社の設立やコミュニティ放送局の設備に関する工事は、「予備免許の付与」後に行ってください。

3.コミュニティ放送局開設の手引

[ページTOPへ](#)

コミュニティ放送局の免許申請に関する手続や、申請書・添付書類等の様式、参照条文等を「コミュニティ放送局開設の手引」として以下に掲載しておりますのでご参考ください。

[「コミュニティ放送局開設の手引」PDF](#)

4.周波数の割り当てについての留意点

[ページTOPへ](#)

コミュニティ放送局を開局するためには、その放送を行うための周波数の割り当てが必要ですが、「東京23区及びその周辺」、「大阪市及びその周辺(兵庫県南東部を含む。)」などの地域においては、割り当てるための周波数が逼迫している状況から割り当てが困難な場合がありますので、それらの地域で開設をご希望の場合は特に留意して下さい。

なお、詳細な状況につきましては、総合通信局にご相談下さい。

[申請・届出をする](#)
[無線局情報を探す](#)
[Myメニュー](#)

よく見るページをお気に入りとしてここに設定することができます

詳しくはヘルプをご覧ください

[編集](#) [ヘルプ](#)

音声読み上げ
文字拡大機能

[関連リンク](#)
[総務省ホームページ](#)

総務省の情報通信政策に関するポータルサイト

04 総務省 構造改革特区第21次 再々検討要請回答

管理コード	040010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	コミュニティFM局空中線電力出力の規制緩和	都道府県	長野県
		提案事項管理番号	1003010
提案主体名	松川町、いいだFM放送機		

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	基幹放送用周波数使用計画(昭和63年郵政省告示第661号) 第1 総則 12 電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号) 第5条別紙2 第5 4(1)
制度の現状	空中線電力は、原則として20W以下で必要最小限のものとする。

求める措置の具体的内容	現行法で規定されるコミュニティFM局空中線出力は20Wである。出力数を地域の現状、実情に合った出力数に設定できるように緩和を求める。
具体的事業の実施内容・提案理由	現行制度では限られた地域のみ放送エリアであるため(中心市の飯田市周辺)、東日本大震災のような大災害時に生活圏を一にしている当地域まで緊急情報や地域情報が伝わらない。また災害発生後の災害FM局発足では、災害FM局の告知、放送に携わるスタッフの手配など、地域に受け入れられるまで多大な日数を要し、災害発生初期段階において必要な情報が手に入らないなど不都合を生じる。大震災の状況を踏まえ、生活圏を一にする地域においては、平時における情報共有や放送施設の共有が必要。(何かあったらいいだFM放送 76.3MHzを聞く、緊急情報、地域情報が聞ける)これを実現するには空中線電力の規制緩和が必要。この規制緩和が実現すれば、広大な区域面積の当飯田下伊那地域、周辺部である当町においてもいいだFMの視聴が可能になる。なお現行法に於いて中継局を設置する等の手段もあるが、多大な設置改修費用が発生し、放送局の継続が困難になる。また、開局費用や運営資金、そもそも視聴人員の絶対数が少ないため当町に新たなコミュニティFM局の設置は無理な状況である。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	IV
【a:提案どおりに規制改革ができない理由】				
<p>住民への災害情報の伝達手段については、防災行政無線のほか、災害対策基本法に基づき指定公共機関、指定地方公共機関として、災害時における避難勧告の伝達や有事発生時における情報伝達について法的責務を負い、かつ、「あまねく普及義務」を負ったNHK及び県域の民放事業者によるテレビ、ラジオが確保されているところであり、災害時におけるコミュニティ放送は、あくまでそれらを補完する位置付けのものであると。</p> <p>コミュニティ放送局は、放送対象地域が原則、一の市町村(特別区を含み、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九に規定する指定都市にあつては区とする。以下同じ。)の一部の区域に限定され、かつ、空中線電力の上限も原則 20Wまでと規制(注)される代わりに、県域の民放事業者に適用される公募方式、競願処理、比較審査等の手続きを経ることなく、簡易かつ迅速な手続き(先願主義)で開局を可能としているものである。</p> <p>(注)20W超が認められる場合の要件について、平成21年7月31日付けをもって、基準を明確化。平成24年2月15日に、例外的な出力の第1号として、北海道稚内市のコミュニティ放送局で出力50Wが認められている。</p> <p>原則 20W 以下で必要最小限の電力としているのは、コミュニティ放送局の出力電波によって同一周波数帯を使用できなくな</p>				

る周辺の影響エリアをできるだけ狭くし、より多くの地域でのコミュニティ放送局を可能とするためのもの。出力 20W超の例外が認められることは、現在、想定している範囲以上に、影響エリアを拡大することとなり、総体的に、開設できるコミュニティ放送局の数を減少させることになるもの。

提案の理由として、中継局建設費用をかけない安価な方法として増力という方法を要望されているが、北海道の一部や沖縄の島しょ部を除いて、有限希少な周波数の有効利用やコミュニティ放送局が開局されていない市区町村における新規開局機会の確保という観点から、中継局設置によるエリア拡大が適当と考えており、ご提案の地域をカバーする方法としては、中継局の設置を検討いただきたい。

【b: 検討した代替案の内容とその代替案を検討した理由】

コミュニティ放送局の放送区域の拡大については、現行制度においても審査基準に適合していれば中継局の設置により可能であるところ。上記の理由から、ご提案の地域をカバーする方法としては、中継局の設置を検討いただきたい。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの意見			
<p>①ご回答いただいた中にあります、例外的な出力第 1 号で認められた稚内の特殊事情とは具体的に1. ○○○○2. △△△△3. □□□□4. ×××× 等と、許可に至る判断経過、また申請に係わる必要書類、方法等をご教示いただきたいです。</p> <p>②当地域は、全国に先駆け定住自立圏として中心市飯田市を中心に生活圏を一にしている地域で、圏域人口約 17 万人 (H22 国調)、面積は大阪府、香川県並みの広さであり、先日報道されました東南海地震でも震度 6 弱～6 強の地域です。県都長野市まで 200 km程離れており、NHK や民間放送の設備もありません。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>全体(第1回目の要望意見への追加回答)について</p> <p>提案理由として、第一に「大災害時に……当地域まで緊急情報や地域情報が伝わらない」こと、第二に「災害発災後の災害FM局発足では、……告知、……スタッフの手配など、……多大な日数を要し、災害発生初期段階において必要な情報が手に入らないなど不都合を生じる」ことが挙げられている。</p> <p>前者については、第一義的には各市町村に整備されている防災行政無線で対応するものである(既に電波行政として専用の周波数を割り当てて対応している)。併せて、放送行政としても、NHK・県域民放において、TV・ラジオいずれも、各種の災害関係の警報を発出できる24時間体制を構築している。東日本大震災においても県域単位のTV・ラジオからの災害関係速報が届かなかつたとの指摘は頂いておらず、そもそも、大災害時に災害関連速報が伝わらないといった状況はない。</p> <p>なお、情報伝達手段を多様化する観点から、コミュニティFMにおいても、災害関係警報を自動で(職員が常駐していなくても)FM放送に割り込ませる機器を導入しているケース(通例、市町村が機材購入費、回線費用等を負担)もあるが、いいだFMはこのケースに該当していないことから、災害関係警報を24時間漏れなく発出できる状況にはない。従って、大災害の発災時の緊急情報を伝えるという提案理由は、「いいだFM」の現状では、「仮に」出力を増力したとしても実現できない。</p> <p>後者については、災害発災後に、松川町近隣の飯田市にある「いいだFM」がコミュニティFMから臨時災害FM局に切り替わるのであれば、その際、被災状況に応じた必要な増力を行うことで代替可能である。松川町の場合には、発災後にゼロから臨時災害放送局を立ち上げる必要はなく、「いいだFM」が臨時災害FM局に切り替わり適切な増力により放送エリアが拡大されるため、「いいだFM」の機材・スタッフをそのまま活用できる。東日本大震災においても、10のコミュニティFMが臨時災害FM局に切り替わっているが、いずれも申請日に即日免許しており、「多大な日数を要した」という事実はない。従って、松川町において、事前も含めていいだFMと適切に連携し上記の代替策を実施すれば、「災害発生初期段階において必要な情報が手に入らないなど不都合を生じる」ことは想定しがたい。</p> <p>①について</p> <p>電波法第19条の「特に必要があるとき」への適合性、具体的には、既設コミュニティFM事業者の親局の増力用に周波数</p>			

を使用することが、「電波の能率的な利用を確保」、「放送の健全な発達」に合致すること、また、電波法関係審査基準 別紙2(第5条関係) 第5 4(1)イの規定に基づき、「ア 他の無線局へ混信がないこと」、「イ 世帯カバー率向上のための技術的方法として、増力以外に方法がない、又は増加による方法が最適であること」(①送信点(設置場所・地上高)の見直し、②空中線・指向性の見直し、③中継局の置局検討、では改善できないこと)、「ウ 周辺地域でのコミュニティ放送の新規開局、NHK、県域民放FM局の中継局開局計画への影響がないこと」、「エ エリア外への飛び出しを極力抑える技術的措置を講じていること」に合致することを、裏付け資料・データにより証していただければ良いものである。

不明な点があれば、所管の信越総合通信局に問合せいただきたい。

②について

NHK長野放送局、県域民放TV局4社(1社はAM局兼営)、県域民放FM1社は、飯田市役所から南東の数 km 地点に、中継局を設置しており、松川町のほとんどはカバーされていると認識している。

④について

国内では、経済基盤が弱いと考えられる町村であってもコミュニティ放送局を開設している例もある(人口1万人以下の4町村、人口1万5千人以下で6町村、人口2万人以下で9町村)ところ。近隣に同一周波数を使用する中継局がない場合であっても、周波数の効率的な利用、未開局市町村における新規開局機会(公平性)の確保という観点から、いいだFMの中継局の設置を検討いただきたい。

③、⑤、⑦について

周波数の有効利用の観点から、まず、送信点の見直し、空中線・指向性の見直し、中継局の置局、では改善できないという場合に、最後の手段として、親局の増力という手法を採るものであるところ。

⑥について

本件は、松川町と「いいだFM」の間の話なので、参考意見として承る。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	IV

北海道議会議員選挙における 選挙区の設定権限の移譲 関係資料

- 「北海道議会議員の選挙区の設定」関係法令
- 北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例
- 北海道議会議員選挙に向けた今後の北海道議会議員定数等の基本的な考え方について

「北海道議会議員の選挙区の設定」関係法令

■地方自治法

〈第90条第1項〉

都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。

■公職選挙法

〈第15条〉

- 1 都道府県の議会の議員の選挙区は、郡市の区域による。
- 2 前項の区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数(以下本条中「議員一人当りの人口」という。)の半数に達しないときは、条例で隣接する他の郡市の区域と合せて一選挙区を設けなければならない。
- 3 第一項の区域の人口が議員一人当りの人口の半数以上であつても議員一人当りの人口に達しないときは、条例で隣接する他の郡市の区域と合せて一選挙区を設けることができる。
- 4 一の郡の区域が他の郡市の区域により二以上の区域に分断されている場合における前三項の規定の適用については、当該各区域又はそれらの区域を合せた区域を郡の区域とみなすことができる。一の郡の区域が他の郡市の区域により分断されてはならないが地勢及び交通上これに類似する状況にあるときも、また同様とする。
- 5 一の郡市の区域が二以上の衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における第一項から第三項までの規定の適用(前項の規定の適用がある場合を含む。)については、当該各区域を郡市の区域とみなすことができる。
- 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)については、区の区域をもつて選挙区とする。
- 7 第二項、第三項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。
- 8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。

〈第269条〉

衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員及び長の選挙並びに指定都市の議会の議員及び長の選挙に関してこの法律の規定を適用するについては、政令の定めるところにより、当該市においては、区を市とみなし、区の選挙管理委員会及び選挙管理委員を市の選挙管理委員会及び選挙管理委員とみなす。この場合において、第二十二条の規定の適用については、同条中「資格を有する者」とあるのは、「資格を有し、かつ、その日において当該区の区長が作成する住民基本台帳に記録されている者」とする。

〈第271条〉

第十五条第一項から第五項まで及び第十五条の二第三項中郡とあるのは、都においては支庁の所管区域を含み、道においては支庁の所管区域とする。

- 2 昭和四十一年一月一日現在において設けられている都道府県の議会の議員の選挙区については、当該区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数の半数に達しなくなつた場合においても、当分の間、第十五条第二項の規定にかかわらず、条例で当該区域をもつて一選挙区を設けることができる。

■公職選挙法施行令

〈第144条〉

法及びこの政令における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。但し、官報公示の人口の調査期日以後において都道府県、郡又は市町村の境界に変更があつた場合においては、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十六条 又は第一百七十七条の規定によつて都道府県知事が告示した人口による。

北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例
平成14年12月6日 条例第66号

(議員の定数)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第90条第1項の規定により、北海道議会議員の定数は、104人とする。

一部改正〔平成18年条例74号・22年51号〕

(特例による選挙区)

第2条 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第15条第2項の規定により、夕張市の区域、芦別市の区域、赤平市の区域、三笠市の区域、砂川市の区域、歌志内市の区域、深川市の区域及び空知総合振興局所管区域を合わせて一選挙区とし、これを空知総合振興局所管区域といい、士別市の区域、富良野市の区域及び上川総合振興局所管区域を合わせて一選挙区とし、これを上川総合振興局所管区域といい、石狩市の区域及び石狩振興局所管区域を合わせて一選挙区とし、これを石狩市・石狩振興局所管区域という。

2 公職選挙法第271条第2項の規定により、留萌市の区域及び紋別市の区域をもってそれぞれ一選挙区とする。

一部改正〔平成18年条例74号・21年77号・22年51号〕

(各選挙区において選挙すべき議員の数)

第3条 公職選挙法第15条第8項の規定により、各選挙区において選挙すべき議員の数は、別表で定めるとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第2条、第3条及び附則第2項第2号の規定は、平成15年1月1日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

(人口の特例)

2 平成23年4月10日に行われる北海道議会議員の一般選挙により選挙すべき北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成22年法律第68号)附則第2条第1項の規定により、平成17年の国勢調査の結果による人口によることとする。

全部改正〔平成23年条例8号〕

附 則(平成18年9月15日条例第74号)

〔北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、次の一般選挙から施行する。

附 則(平成21年7月10日条例第77号)

〔北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例(平成20年北海道条例第78号)の施行の日から施行する。

(平成21年10月規則第87号で、同22年4月1日から施行)

附 則(平成22年10月19日条例第51号)

〔北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、次の一般選挙から施行する。

附 則(平成23年2月25日条例第8号)

〔北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、次の一般選挙から施行する。

別表（第3条関係）

選挙区	議員数
空知総合振興局所管区域	4人
後志総合振興局所管区域	3人
胆振総合振興局所管区域	2人
日高振興局所管区域	2人
渡島総合振興局所管区域	2人
檜山振興局所管区域	1人
上川総合振興局所管区域	3人
留萌振興局所管区域	1人
宗谷総合振興局所管区域	1人
オホーツク総合振興局所管区域	2人
十勝総合振興局所管区域	4人
釧路総合振興局所管区域	2人
根室振興局所管区域	1人
札幌市中央区	3人
札幌市北区	4人
札幌市東区	4人
札幌市白石区	3人
札幌市厚別区	2人
札幌市豊平区	3人
札幌市清田区	2人
札幌市南区	2人
札幌市西区	3人
札幌市手稲区	2人
函館市	6人
小樽市	3人
旭川市	6人
室蘭市	2人
釧路市	4人
帯広市	3人
北見市	2人
岩見沢市	1人
網走市	1人
留萌市	1人
苫小牧市	3人
稚内市	1人
美唄市	1人
江別市	2人
紋別市	1人
名寄市	1人
根室市	1人
千歳市	1人
滝川市	1人
登別市	1人
恵庭市	1人
伊達市	1人
北広島市	1人
石狩市・石狩振興局所管区域	2人
北斗市	1人

北海道議会議員選挙に向けた今後の北海道議会議員定数等の 基本的な考え方について

平成24年12月

北海道議会議員定数等検討協議会

北海道は、国土の22%を占める広大な面積を有し、積雪寒冷という厳しい自然環境にある一方、近年、人口の減少や少子高齢化の一層の進行に加え、大都市への人口の偏在化がますます進んでいる。

このような状況の下で、平成23年北海道議会議員選挙においては、北海道議会議員の総定数を106人から104人に減員したが、これまで札幌市など大都市の定数を抑え、人口が減少している郡部の選挙区の定数をできるだけ維持してきたことなどから、選出される議員1人当たりの人口が3倍を超える較差（いわゆる一票の較差）が生じている。

公職選挙法においては、都道府県議会議員は郡市の区域をもって構成される選挙区において選挙され、各選挙区において選挙すべき議員の数は、人口に比例して条例で定めることとされており、特別な事情がある場合には、概ね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

しかしながら、北海道議会議員の定数を公職選挙法上の人口比例原則に基づき選挙区に配分する従来の手法では、今後、人口減少地域からは地域代表を選出することができない状況が懸念されるとともに、道内の地域バランス等の特別な事情を考慮した配分を続けると、一票の較差が更に大きくなることが予想される。

道議会の機能を十分に活かすためには、人口密度の高い都市地域だけでなく、過疎地域や離島など人口密度の低い地域の民意も酌み取り、道政に反映させることが必要であることから、人口比例原則を基本としながらも地域の実情に応じた定数配分をいかに行っていくかが課題となる。そのため、北海道議会議員定数等検討協議会では、人口の減少が進む地域の民意の反映に配慮しながら総定数を検討するという観点で、人口減少期における議員定数の在り方、人口減少が著しい地域における選挙区の在り方などについて、有識者から意見を伺うなどして検討を進めてきたところである。

その結果、人口の減少が進む地域の代表を確保しながら1票の較差を是正するには、現行制度では限界があり、北海道の地域特性に配慮した定数配分や選挙区設定を行うことができる仕組みが必要であることから、次のとおり考えを取りまとめ国等へ要請を行うものとする。

- 1 定数配分にあたっては、人口比例を基礎としながらも、地域代表を確保する観点から、選挙区内の面積や自治体数を考慮することができる仕組みの導入や政令市等の定数配分の在り方を見直すよう要請する。
- 2 現在、「郡市の区域による」としている公職選挙法を都道府県が条例で自主的に選挙区を規定できるよう速やかに改正するとともに、配当基数が0.5未満の場合でも、合区すると地域の行政需要に応じきれない場合には特例選挙区として1選挙区を維持できるよう制度の改正について要請する。
- 3 地域主権改革の推進により、地方議会の果たす役割は今後、一層増大することから、社会情勢の変化を踏まえた地方議会の在り方や役割などを明確にし、その特性を十分発揮できるような選挙制度についての検討を行うよう要請する。

なお、北海道議会議員定数等検討協議会は、上記の制度改正を要請するにとどまらず、今後も、一票の較差是正や民意を反映するために地域代表を確保するという課題について検討を進め、現行制度下における北海道議会議員定数のあり方についても、真摯に検討を進めていく。

注) 配当基数：その選挙区の人口を全道の議員1人当たり人口(52,946人)で割った数字
議員定数を配分する際の基礎数字

注) 議員1人当たり人口：全道人口(5,506,419人)を議員総定数(104人)で割った数字

ホーム > 総合政策部 > 市町村課 > 広域行政

北海道の分類: 行政・政策・税 > 地方分権・道州制 > 広域行政・市町村合併

いいね! 0 ツイート 2 0

広域行政

○広域行政とは

国・地方を通じた非常に厳しい財政状況の下においては、各地方公共団体で共通し、重複するような事務は広域的な視点から連携・調整し、効率化を図ることが必要です。事務の効率化を図ることによって、経費の節減を図ることができ、その中でより効果的なサービスの提供やまちづくりを進めていくことが大切になります。

そこで、地方自治法においては、地方公共団体が広域的な行政運営を進めるために、各種の地方公共団体の協力関係に関する制度を規定しており、次のようなものが定められています。

○広域行政制度の種類

種類	特徴等
一部事務組合	普通地方公共団体及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける地方公共団体の組合をいいます。一部事務組合は2つ以上の普通地方公共団体により構成され、その構成は、都道府県、市町村、特別区の相互間、あるいは、交互間の別を問わないものです。
広域連合	一部事務組合では広域需要に適切に対応できない面があったことから、多様化した広域的政策・広域行政需要に適切かつ効果的に対応するとともに、地方分権に対応するための制度として国または都道府県の権限に属する事務の配分の受け入れを可能とする体制の整備を含めて、平成6年に制度化されたものです。
協議会	一部事務組合や広域連合のように法人格を有するものではなく、関係地方公共団体が共同設置する共通の執行機関たる性格を有する共同の執務組織というべきもので、協議会には、管理・執行、連絡調整、計画策定の3種類があります。なお、協議会は法人格を有しないため、固有の財産・職員を持たないものです。
機関の共同設置	地方公共団体の機関等を簡素化することにより、効率的・合理的な行政運営を維持することをその趣旨とし、複数の地方公共団体が、その執行機関、附属機関、議会事務局、行政機関、職員等を共同で設置するものです。
事務の委託	普通地方公共団体が他の普通地方公共団体に具体的な事務の一部、つまり、法律行為や事実行為を委ねることをいい、他の広域行政制度とは異なり、1団体対1団体で行われるものです。

○広域連合の制度

広域連合制度は、多様化している広域行政需要に適切に対応するとともに、国等の権限を受けられることができる組織として制度化が図られたもので、第23次地方制度調査会の答申（平成5年4月19日）等を受け、平成6年の地方自治法改正で創設されています。

広域的な行政需要への対応は、従来、主に一部事務組合制度の活用により行われてきましたが、この制度では、「国、都道府県から直接に権限の移譲が受けられない」、「構成する地方公共団体に対してイニシアティブが発揮できない」、「広域にわたる計画を策定しても法的に実効性を担保されない」という課題があり、これらの制度的限界を克服するため、広域連合制度が創設されました。

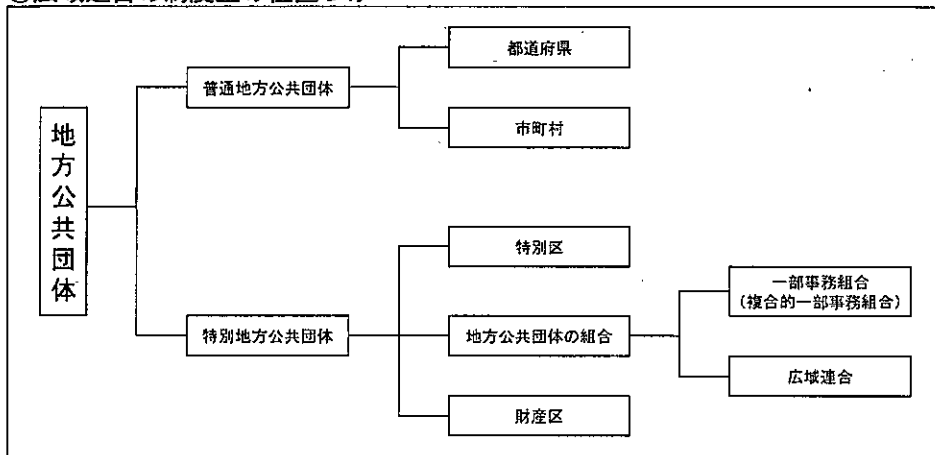
このため、広域連合は、単に事務の共同処理方式という性格だけではなく、地域における広域的な政策や行政需要に的確に対応し得るものとするため、組織、権能などの面において構成する地方公共団体

の創意工夫が反映し得るよう、より弾力性に富んだものとされています。

○広域連合の特徴

- (1) 広域連合は、構成する地方公共団体から独立して機能を発揮し得る制度となっています。具体的には、広域的に取り組むべき事務に関して広域連合の事務とするよう構成する地方公共団体に要請することができること、また、広域連合は広域計画を定めることとされていますが、広域計画の実施上支障がある場合、広域連合から構成する地方公共団体に改善策等を勧告することができます。
- (2) 広域連合は、「住民」の存在を前提とした制度とされており、長や議会の議員の直接選挙制度が導入できるほか、条例の制定や改廃等の直接請求も可能とし、住民の意思をより反映できるようになっております。さらに、広域連合の事務を変更することについても、住民から請求することができます。
- (3) 広域連合は、国又は都道府県から事務の配分を直接受けることができることとし、地方分権の推進にあたり、自ら権限の拡大を図ることができます。

○広域連合の制度上の位置づけ



○一部事務組合、協議会と広域連合の相違点 (pdf)

○区分別設置数 (平成24年4月1日現在)

共同処理方法の区分	総数
広域連合	13
一部事務組合	121
うち複合的組合	12
協議会	15
機関の共同設置	86
事務の委託	118